

産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案

第一章 総説

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、産業廃棄物処理産業が実施する産業資源の循環的な利用の取組が、天然資源の消費を抑制し、温室効果ガスの排出をはじめとする環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成のために欠くことのできないこと及び地域社会の健全な発展のために重要な役割を果たしていることに鑑み、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るため、産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定め、もって産業廃棄物処理産業の健全な発展に寄与するとともに、我が国及び世界の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「産業廃棄物処理産業」とは、次に掲げる業をいう。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条に規定する産業廃棄物処理業
 - 二 廃棄物処理法第十四条の四に規定する特別管理産業廃棄物処理業
- 2 この法律において「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。）第二条第三項に規定する循環資源をいう。
- 3 この法律において「産業資源」とは、循環資源のうち廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物を除くものをいう。
- 4 この法律において「循環的な利用」とは、循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

第二節 産業廃棄物処理産業を営む者の責務

(産業資源の循環的な利用及び処分)

第三条 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源についてできる限り循環的な利用が行われるよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行わなければならない。

3 産業廃棄物処理産業を営む者のうち埋立処分を行う者は、産業資源についてできる限り循環的な利用を行ってもなおこれができないものがあることに鑑み、環境の保全が図られた最終処分場を確保し、適正に埋立処分しなければならない。

(環境への負荷の低減)

第四条 産業廃棄物処理産業を営む者は、自らの活動に伴う温室効果ガスの排出、水質汚濁物質の排出等の環境への負荷をできる限り低減するよう努めなければならない。

(安全及び健康の確保)

第五条 産業廃棄物処理産業を営む者は、絶えず産業資源の循環的な利用及び処分に従事する者の安全及び健康の確保に努めなければならない。

(情報の公開)

第六条 産業廃棄物処理産業を営む者は、その事業活動に係る情報の公表を行うよう努めなければならない。

(人材の育成)

第七条 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の高度で広範な利用並びに適正な収集、運搬及び処分を推進するための人材の育成及び確保に努めなければならない。

(海外技術協力)

第八条 産業廃棄物処理産業を営む者は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転に資するため、その能力に応じ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）に基づく技能実習等に協力するよう努めなければならない。

(技術開発の推進)

第九条 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の再生利用に資する技術、産業資源を適正に収集、運搬又は処分するための技術、熱回収の技術その他の産業資源の循環的な利用及び適正な処分に関する技術の開発に努めなければならない。

(地域社会の健全な発展への貢献)

第十条 産業廃棄物処理産業を営む者は、地域の環境保全、雇用の拡大その他の取組を通じて、地域社会の健全な発展に貢献するよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理産業を営む者のうち、廃棄物処理法第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第五項の規定に基づき廃止された最終処分場の跡地を所有する者は、地域の特性に応じその有効利用に努めなければならない。

(非常災害により生じた廃棄物の処理への協力)

第十一条 産業廃棄物処理産業を営む者は、国又は地方公共団体が実施する非常災害により生じた廃棄物の適正な処理に積極的に協力するよう努めなければならない。

第三節 事業者の協力等

(産業資源を排出する者による情報の提供等)

第十二条 産業資源を排出する者は、その処理を産業廃棄物処理産業を営む者に委託しようとするときは、委託する産業資源の循環的な利用及び処分が適正に行われるよう必要な情報の提供等の協力に努めるとともに適切な費用を負担するものとする。

(事業者及び国民による再生品の使用)

第十三条 事業者及び国民は、産業資源の循環的な利用を促進するため環境保全上の支障が生じるおそれのない建設資材、肥飼料、廃プラスチック加工原燃料等の再生品の使用に努めるものとする。

第二章 産業廃棄物処理産業振興基本方針

第十四条 環境大臣は、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興の意義及び基本的な事項に関する事項
 - 二 産業廃棄物処理産業を営む者が果たすことを期待される事項
 - 三 国が講ずべき措置
 - 四 地方公共団体が講ずべき措置
 - 五 産業廃棄物処理産業を営む者によって形成される全国的な事業者団体その他関係団体に期待される事項
 - 六 その他産業廃棄物処理産業の振興に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴くとともに、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第三章 国及び地方公共団体の施策等

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を担う人材を育成するため、研修等の実施、資格制度の創設その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(優良な事業者による事業の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、産業資源の高度で広範な利用並びに適正な収集、運搬及び処分を促進するためには優良な事業者による事業を推進することが重要であることに鑑み、優良な事業者の負担を軽減するための必要な措置を講ずるとともに、優良な事業者が協同して収集、運搬又は処分の事業を行おうとする場合の規制緩和措置等を検討し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(循環法制運用に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、循環型社会を形成するための法律の運用に当たっては、地球温暖化対策の推進等の環境への負荷の低減のための取組み及び高度で広範な産業資源の循環的な利用が喫緊の課題となっていることに鑑み、産業廃棄物処理施設の変更の許可等に際し環境への負荷の低減又は産業資源の

高度で広範な循環的な利用若しくは適正な収集、運搬若しくは処分に資する申請について迅速に処理する等環境への負荷の低減等が円滑に図られるよう配慮しなければならない。

(再生品の利用の促進)

第十八条 国は、再生品の利用を促進するため、再生品の品質及び利用に係る基準を設定するとともに、当該基準を満たした再生品の利用が環境保全上の支障がないことについて周知を図るよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再生品の利用を促進するため、建設工事等において自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用先に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(最終処分場の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、産業資源についてできる限り循環的な利用が行われてもなおこれができないものがあることに鑑み、環境の保全が図られた最終処分場の確保が図られるよう努めなければならない。

(地球温暖化対策支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、熱の回収の促進その他産業廃棄物処理産業における地球温暖化対策を推進するため、経済的支援の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(海外展開の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、本邦以外の地域において本邦で培われた産業廃棄物処理産業に関する知見、技術及び経験に大きな期待が寄せられていることに鑑み、事業者が本邦以外の地域に展開するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、開発途上にある海外の地域で発生し循環的な利用又は処分が困難な循環資源のうち、本邦で適切に循環的な利用又は処分ができるものについては、本邦での適切な循環的な利用又は処分が進むようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、産業資源の高度で広範な利用に資する研究

開発その他産業廃棄物処理産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業の重要性について国民の理解を深めるため、産業廃棄物処理産業を営む者、産業資源を排出する者その他の関係者と協力しながら、産業廃棄物処理産業に関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(援助)

第二十五条 国及び地方公共団体は、中小企業者が大勢を占める産業廃棄物処理産業を営む者が基本方針に即した経営ができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 産業廃棄物処理産業団体

第二十六条 産業廃棄物処理産業を営む者によって構成される団体又はその連合体であつて、産業資源の循環的な利用の促進のため次に掲げる事業を全国において行う者（以下「産業廃棄物処理産業団体」という。）は、環境省令の定めるところにより、環境省令の定める事項を環境大臣に届出なければならない。

- 一 産業廃棄物処理産業を営む者が本法第一章第二節に規定する産業廃棄物処理産業を営む者の責務を果たすための支援の事業
 - 二 本法に基づき講じられる国及び地方公共団体の施策に協力する事業
 - 三 産業廃棄物処理産業を営む者に対し前号に規定する事業に関する情報等を提供する事業
 - 四 前二号に付随する次の事業
 - イ 国、地方公共団体、産業資源を排出する事業者等の関係者及び関係団体と産業廃棄物処理産業を営む者の間の産業資源の循環的な利用の促進に資する情報交換等の事業
 - ロ 事業者及び国民に対する産業資源の循環的な利用に資する情報の収集及び提供事業
 - ハ 産業資源の循環的な利用に資する調査及び研究事業
- 2 環境大臣は、前項の届出のあつた産業廃棄物処理産業団体に対し、産業廃棄物処理産業による適正な産業資源の循環的な利用を確保し又は産業廃棄物処理産業の健全な発展を図るため必要な事項に関し、報告を求めることができる。
- 3 環境大臣は、産業廃棄物処理産業による適正な産業資源の循環的な利用を確

保し又は産業廃棄物処理産業の健全な発展を図るため、第1項に基づく届出のあった産業廃棄物処理産業団体の取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。